

## 第 3 期千代田区子ども・子育て支援事業計画（素案）の概要

### 第 1 章 計画の概要

#### ○計画の趣旨

都心部に位置する本区では、これまで総人口・年少人口ともに増え続けてきましたが、近年は人口動態に変化が見られています。そのため、今後も「待機児童ゼロ」の継続は維持しながらも、教育・保育の量の整備から質の向上へ施策転換を図り、子どもや子育て世帯が安心して住むことができる魅力あるまちづくりを実現していくことが求められています。

こうしたことから、区では、令和 6 年度末に期間満了を迎える「第 2 期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を継承しながら、現在の社会情勢や区のこれからの教育・保育の需要量等の見込みを勘案し、新たに令和 7 年度を初年度とする「第 3 期千代田区子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

#### ○計画の目的

子ども・子育て支援法では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みや確保の内容、実施時期などを定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。

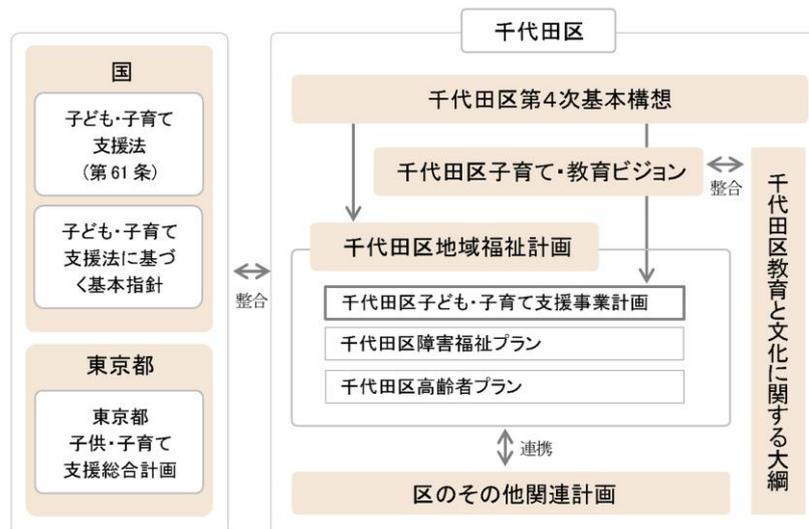
そのため、本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、本区の今後 5 年間の教育・保育及び各地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策等を定めることを目的とするものです。

#### ○計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

#### ○計画の位置付け

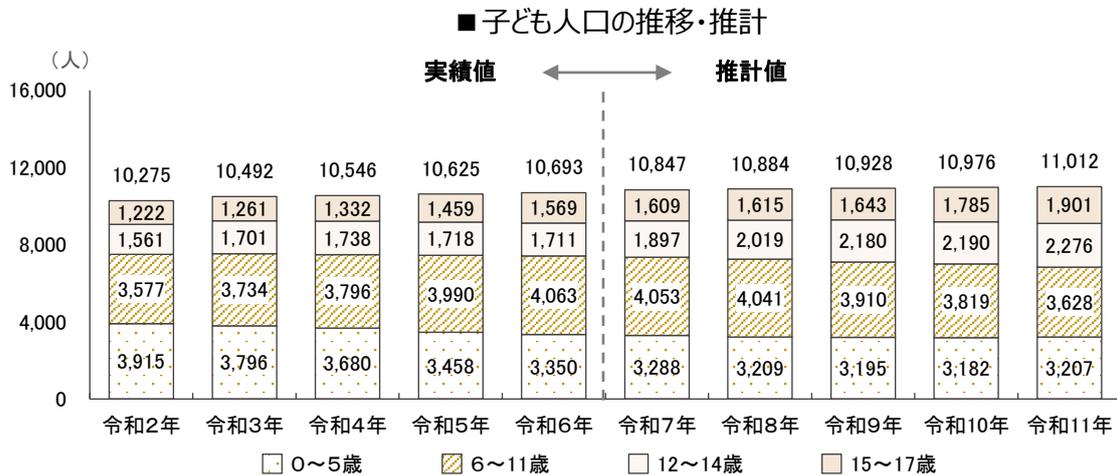
本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「千代田区第 4 次基本構想」や、「千代田区子育て・教育ビジョン」及び「千代田区地域福祉計画 2022」を上位計画とし、区のその他関連計画との連携・整合を図りつつ策定を行います。



## 第2章 区を取り巻く現状

### ○子ども人口の推移・推計

区の0歳～17歳までの子どもの人口の推移・推計をみると、全体では10,000人～11,000人前後で、おおむね横ばいで推移していますが、0～5歳人口は、概ね減少傾向にあります。

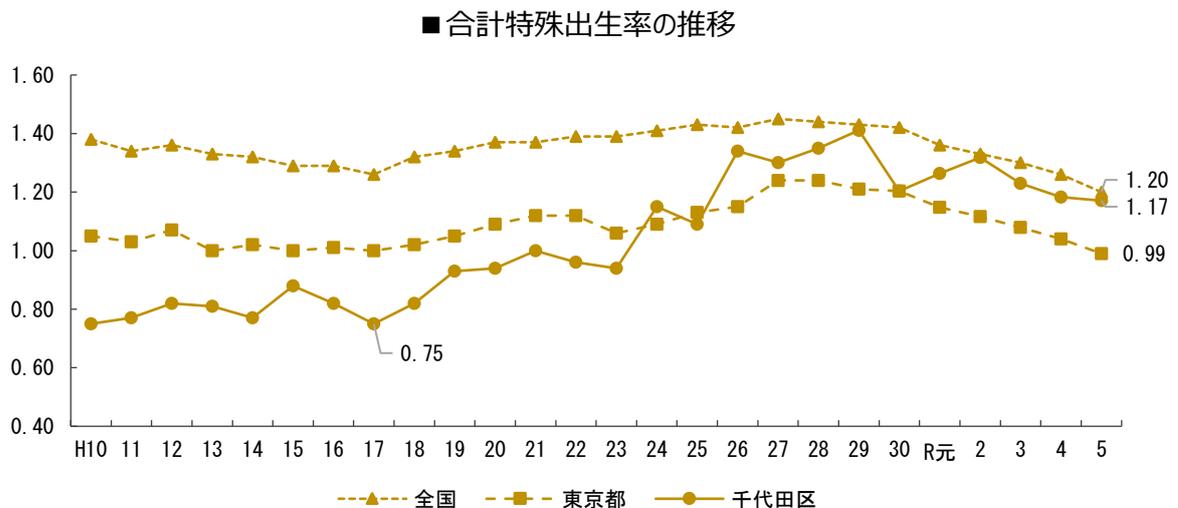


資料：住民基本台帳（各年4月1日）※推計は住民基本台帳をもとにコーホート要因法を用いて算定

### ○合計特殊出生率

区の合計特殊出生率は、平成17年に0.75まで落ち込みましたが、その後回復傾向にあり、令和5年時点では1.17となっています。

全国及び東京都と比べると、平成23年までは全国及び東京都よりも低い水準で推移していましたが、平成24年以降は、増減を繰り返しながら、東京都よりも高い水準で推移しています。



資料：人口動態統計

## ○アンケートの概要

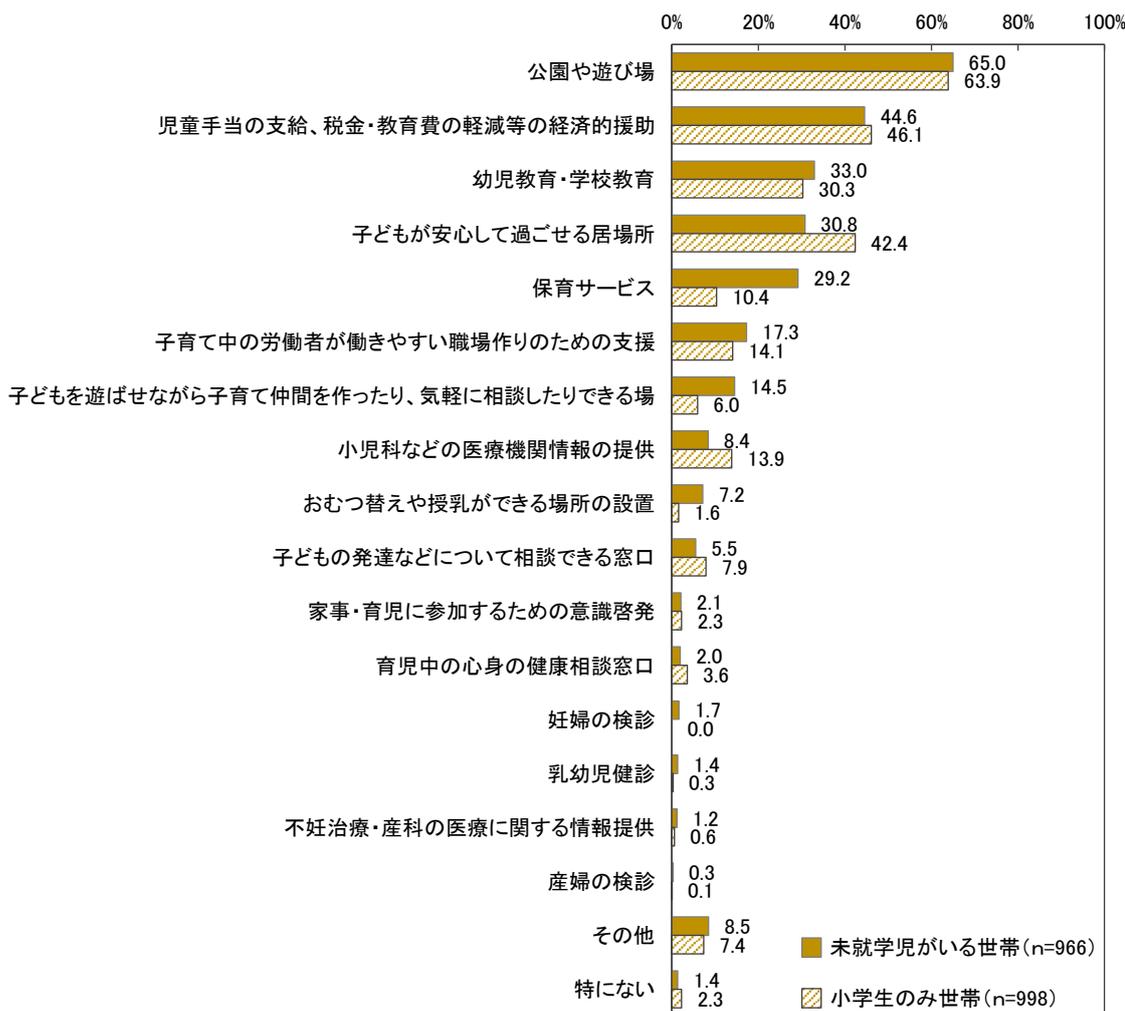
本計画を策定するにあたり、令和6年1月から2月にかけて、区民の子育てに関する現状やニーズを把握することを目的とした「区民ニーズ調査」を実施しました。

### ・充実してほしい子育て支援サービス、保育サービスについて

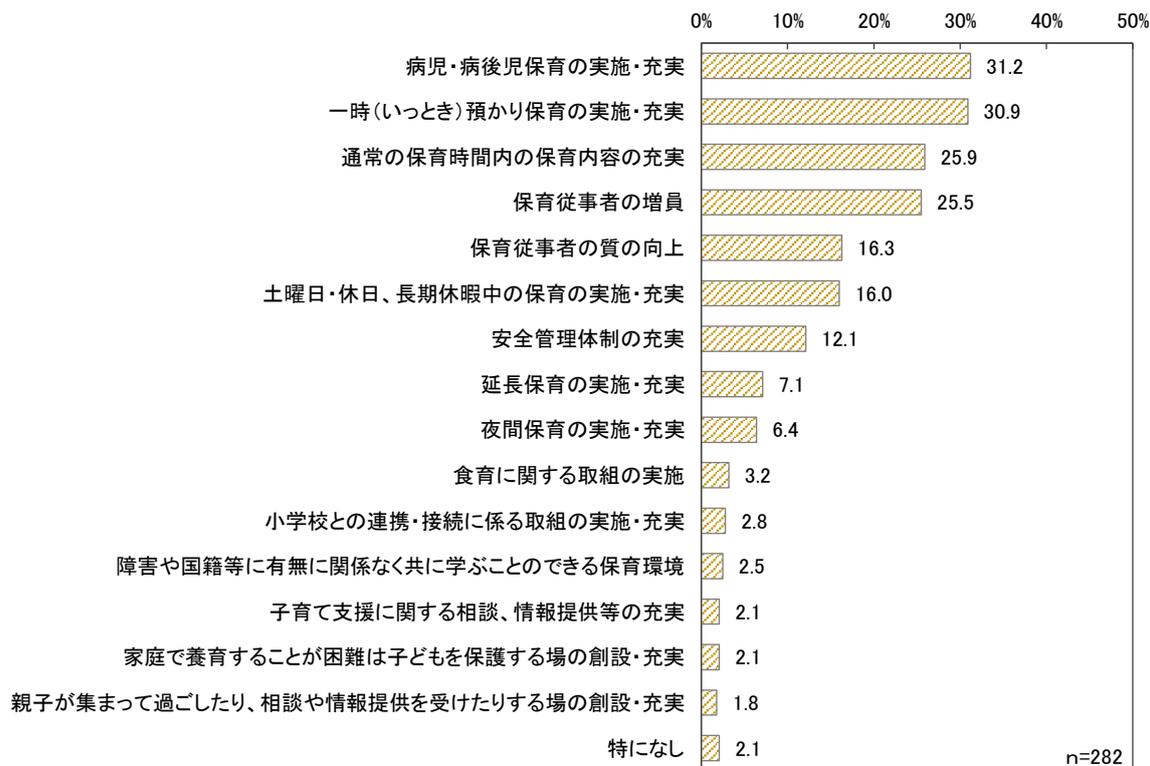
充実してほしいと思う子育て支援サービスでは、「公園や遊び場」、「児童手当の支給、税金・教育費の軽減等の経済的援助」の割合が高くなっています。また、未就学児がいる世帯では、次に「幼児教育・学校教育」の割合が高く、小学生のみ世帯では、「子どもが安心して過ごせる居場所」の割合が高くなっています。

また、充実してほしい保育サービスでは、就学児がいる世帯において、「病児・病後児保育の実施・充実」や「一時(いつか)預かり保育の実施・充実」など、サービスの拡充を求める声と、「通常の保育時間内の保育内容の充実(付加的プログラムの実施)」、「保育従事者の増員」及び「保育従事者の質の向上」など、質の向上を求める声の両方がありました。

### ■ 充実してほしい子育て支援サービス



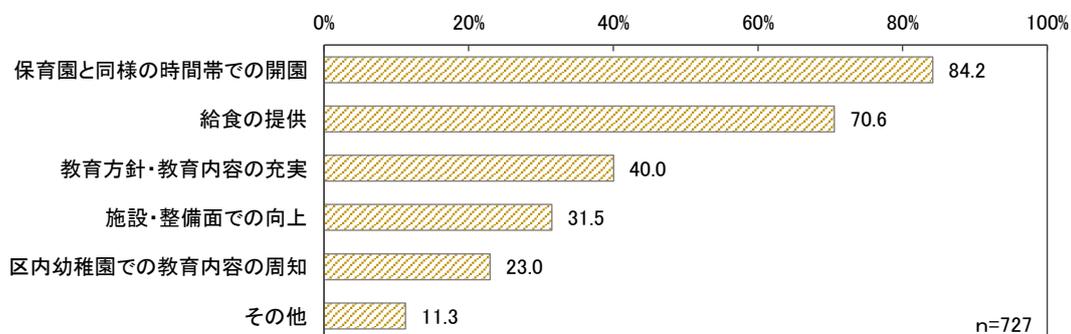
■ 保育園等において充実してほしい保育サービス（未就学児がいる世帯のみ）



・ 区立幼稚園に求められているサービス

区立幼稚園を利用していない保護者に対して行った「どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか」という設問では、「保育園と同様の時間帯での開園」、「給食の提供」、次いで「教育方針・教育内容の充実」の順に割合が高くなっています。

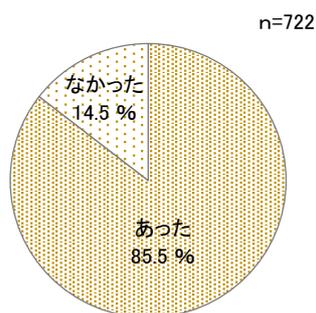
■ どのようなサービスがあれば区立幼稚園を利用したいか



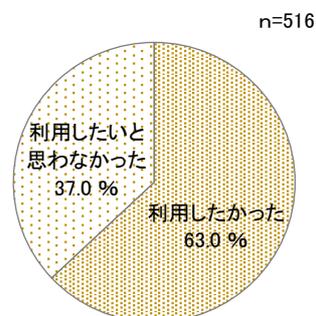
・病児保育の利用状況

幼稚園や保育所等を利用している保護者のうち、8割以上の方が「お子さんの病気やケガで保育園や幼稚園等が利用できなかったことがある」と回答されています。また、その際に、母親または父親が仕事を休んで対応した方の割合が高くなっていますが、そのうち、「できれば病児・病後児保育施設を利用したかった」と考えている方が6割以上となっています。

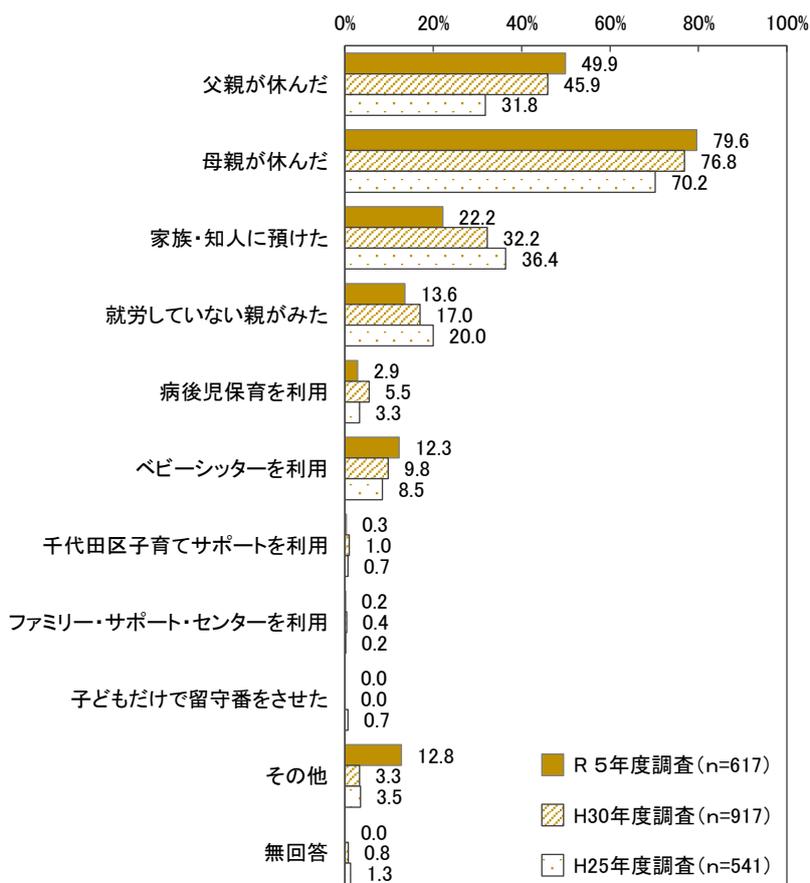
■ 1年間で、病気やケガで保育園などに通えなかったこと



■ 病児・病後児のための保育サービスを利用したかったか



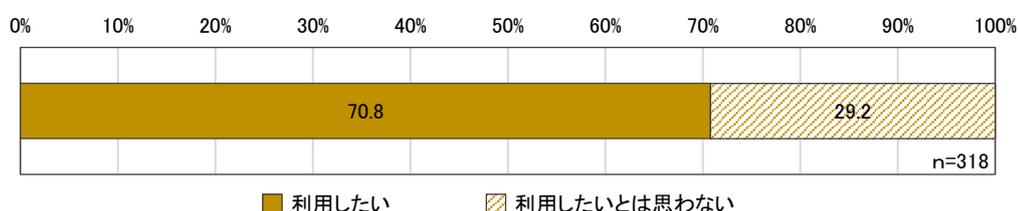
■ 病気やケガで保育園などが利用できなかったときの対応



・こども誰でも通園制度の利用希望について

令和7年度から地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用希望については、対象となる幼稚園、保育所等の定期的利用のない3歳未満児では、7割以上の保護者が「利用したい」と回答されています。

■ こども誰でも通園制度の利用希望



### 第3章 第2期計画の振り返り

#### ○教育・保育

教育・保育については、増大する保育需要等に対応してきた結果、各年度とも実績値が確保方策（量）を下回り、「待機児童ゼロ」の状態が継続されています。今後とも、区の人口動向を踏まえながら、適切な確保方策（量）を設定し、「待機児童ゼロ」を継続していく必要があります。

一方、人口構造の変化に伴い、一部保育所等では定員に満たない施設も出てきており、適切な供給量を確保すると同時に、利用定員の見直しや幼稚園の認定こども園化、「こども誰でも通園制度」の導入など、あらゆる選択肢を視野に入れながら、余剰資源の有効活用を図り、区民ニーズに応じた適切な施設整備を進めていくことが必要となります。

#### ○地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業（※令和6年度より一部「養育支援訪問事業」と「子育て世帯訪問支援事業」に移行）、一時預かり事業、病児・病後児保育事業の利用者が増加傾向にあり、特に、養育支援訪問事業では、見込量を超えるニーズとなりました。また、放課後児童健全育成事業では、令和4年度以降に利用者が増加傾向であり、その他、病児・病後児保育事業でも、コロナ禍が落ち着いた令和5年度以降に利用者が急増しています。これらの事業を含め、各地域子ども・子育て支援事業については、次章に定める量の見込みに応じて適切に事業を展開していく必要があります。

### 第4章 量の見込みと確保方策

#### ○教育・保育の量の見込みと確保方策

- 幼児教育（3～5歳・1号認定及び2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童）

| <区全体>                       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人）                   | 580   | 551   | 539   | 531    | 531    |
| 1号認定                        | 416   | 394   | 386   | 378    | 379    |
| 2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童 | 164   | 157   | 153   | 153    | 152    |
| ②確保方策（人）                    | 894   | 894   | 894   | 894    | 894    |
| 区立幼稚園                       | 555   | 555   | 555   | 555    | 555    |
| 区立こども園（短時間）                 | 114   | 114   | 114   | 114    | 114    |
| 認定こども園（短時間）                 | 15    | 15    | 15    | 15     | 15     |
| 新制度未移行幼稚園                   | 210   | 210   | 210   | 210    | 210    |
| 差し引き②－①（人）                  | 314   | 343   | 355   | 363    | 363    |

■ 保育所等（3～5歳・2号認定）

| <区全体>       | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人）   | 963   | 913   | 891   | 877    | 881    |
| ②確保方策（人）    | 1,247 | 1,229 | 1,229 | 1,229  | 1,229  |
| 認可保育園       | 924   | 924   | 924   | 924    | 924    |
| 区立こども園（長時間） | 141   | 141   | 141   | 141    | 141    |
| 認定こども園（長時間） | 48    | 48    | 48    | 48     | 48     |
| 認証保育所等      | 134   | 116   | 116   | 116    | 116    |
| 差し引き②－①（人）  | 284   | 316   | 338   | 352    | 348    |

■ 保育所等（0～2歳・3号認定）

| <区全体>      | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| ①量の見込み（人）  | 1,017 | 1,024 | 1,035 | 1,051  | 1,065  |
| ②確保方策（人）   | 1,209 | 1,187 | 1,187 | 1,187  | 1,187  |
| 認可保育園      | 774   | 774   | 774   | 774    | 774    |
| 区立こども園     | 91    | 91    | 91    | 91     | 91     |
| 認定こども園     | 42    | 42    | 42    | 42     | 42     |
| 幼保一体施設     | 45    | 45    | 45    | 45     | 45     |
| 認証保育所等     | 226   | 204   | 204   | 204    | 204    |
| 地域型保育事業    | 31    | 31    | 31    | 31     | 31     |
| 差し引き②－①（人） | 192   | 163   | 152   | 136    | 122    |

○地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業には、これまでは、13の事業が位置付けられていましたが、子育てに困難を抱える家庭に対する具体的な支援を拡充していくことを目的として、児童福祉法の令和4年度の改正及び令和6年度の子ども・子育て支援法の改正により、6つの事業が加えられました。

<第3期計画から新たに追加となる事業>

- ・ 子育て世帯訪問支援事業
- ・ 親子関係形成支援事業
- ・ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ・ 児童育成支援拠点事業
- ・ 妊婦等包括相談支援事業
- ・ 産後ケア事業

新たに追加となった事業については、実施体制の確保に取り組み、他事業や関係機関との連携を図り、利用したい人が利用したい時に利用できるよう、必要に応じた事業の実施を検討していきます。特に、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、国の事業詳細が明らかになり次第、早期の事業実施にむけて検討を進めます。

## 第5章 区の重点課題と解決の方向性

### ○教育施設（幼稚園）の今後のあり方について

#### 長時間保育の実施及び給食の提供

調査の結果では、長時間保育や給食の実施が幼稚園に求められていました。そのため、現在、長時間保育及び給食を提供できていない区立幼稚園について、長時間保育を行うべく人員の確保と、給食が提供できるよう調理施設の確保に努めます。また、今後の保育需要を注視し、認定こども園への移行も視野に入れて検討していくこととします。

#### 幼児教育の充実

本区では、小学校への滑らかな接続と保育の質を高めるため、当面、「8校8園体制」を維持し、研修や行事等で保幼小の職員同士の連携や子ども同士の交流機会を通じて、質の高い初等教育の提供・充実につなげていきます。

また、子どもたちの自立心や探究心を育てていくために、一人一人の発達に必要な体験が得られる環境構成や適切な援助を行うほか、国際的な視野を広め、国際性豊かな幼児・児童を育成するため、引き続き ALT（外国語指導助手）を派遣する等して国際教育を推進していきます。

### ○保育の質の向上

#### 保育従事者の増員

調査の結果では、保育所等における保育サービスで「保育従事者の増員」を希望する回答が特に多く、また、令和6年度には保育士配置基準の見直しが行われ、今後も国において見直しが予定されている等、保育従事者の増員がさらに進む傾向が見込まれます。

本区においても保育従事者の増員を図るための条例改正について検討を行うとともに、保育士等の処遇改善等も含め、本区の地域ニーズに即した独自の視点から保育従事者の増員を図っていきます。また、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが広く保育を受けられるよう、今後も加配保育士の配置及び補助金の充実について検討を行っていきます。

#### 保育従事者の質の向上

保育の質を高めるためには、保育従事者の充実を図るとともに、従事する保育士のスキルの向上や適切な指導に努めていくことが重要となります。

そのため、現在、区で実施している各種研修制度の充実を図るとともに、保育士等が研修を受けられる環境整備を進めていきます。また、保育所等の指導検査や巡回支援を通じて、保育従事者等に対して必要な助言・指導・相談を行うなど、保育全般の質の向上につなげていきます。

### 安全管理体制の充実

全国的に、保育施設等で発生した重大事故は毎年発生し、園児の安全確保の必要性が高まっており、施設の安全性の確保、事故等の未然防止対策が必要とされています。

区内の保育所等において重大な事故や虐待等は確認されていませんが、万全を期するため、区においても指導検査を強化するとともに、保育内容に関する訪問指導を新たに実施し、不適切な保育や虐待等の早期発見及び未然防止に努めます。また、保育所等の指導検査等を強化するとともに、虐待や不適切な保育に係る相談窓口の普及・啓発に努めていきます。

### 土曜日・休日や長期休暇中の保育の実施・充実

働き方の多様化等により、土曜日・休日や長期休暇中の保育ニーズが高まっています。現在、保育所等では日曜日の保育、幼稚園では土曜日・日曜日の保育を行っていません。

今後は、幼稚園については認定こども園への移行も視野に入れた検討を行い、保育所等については日曜保育の実施について実施の可否を含めて検討を行っていくこととします。

### 保育内容の充実、付加的プログラム

調査の結果では、「通常の保育時間内の保育内容の充実（園外保育等のイベント、体操、英語等の付加的プログラムの実施）」を希望する回答が多くありました。

付加的保育は、子どもの身体的な成長や五感・感受性などの精神的な成長にもプラスとなる効果が期待され、保護者目線では、「別の習い事に通わせなくてもよい」、「休日を習い事ではなく、家族の時間として過ごせる」などのメリットも考えられます。

今後は、既存の保育内容に加えて様々なプログラムが実施できるよう検討していきます。

### 一時（いつとき）預かりと病児保育の充実

本区では、保育園・こども園などの一時保育の他に、児童館等の一時（いつとき）預かり保育、拡大型一時（いつとき）預かり保育も行っており、保護者のリフレッシュや、通院、学校行事などの際に利用できます。現状、適正な需給バランスとなっていることから、引き続き教育・保育の需給バランスに留意しながら、事業を実施していきます。

また、これまで病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる病後児保育を区立保育園等で施してきましたが、病気の回復期に至らず、集団保育を受けることが困難な乳幼児を保育する病児保育については、調査結果でも充実を希望する声が多くあります。こうした状況を踏まえ、安心して働ける環境づくりを行うため、今後も事業の拡充にむけた検討、取組みを進めていきます。

### こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度の本格実施に向けて、保育所等の機能拡充を図ります。就労要件に関わらず、これまで保育所等を利用することができなかった子どもについても支援を強化することで、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な教育・保育環境の整備を図ります。様々な実施方式・運用方法を検討し、子どものより良い成長の観点から、最適な方法となるよう努めます。

## ○今後の保育施設整備の方向性について

### 保育所運営に関する保育事業者の意向と児童・保護者への配慮

認可保育園や認定こども園、家庭的保育事業等、認証保育所については基本的に運営を継続していくこととしますが、保育所運営に関する保育事業者の意向については定期的に確認し、閉所の場合は、児童や保護者に与える影響をなるべく抑えるよう十分な期間を設けます。特に、区有地を活用した保育施設については保育の安定的な供給の観点から、需給バランスには十分留意しつつ、運営については継続することを基本とします。

### 保育ニーズに見合った補助等の見直しの検討

区内には認可・認証・認可外と、区が運営費補助等を行っている施設が様々ありますが、閉所する保育施設も出てきているため、必要に応じて、区独自施策として行っている運営費や利用料の補助等については保育ニーズに見合った内容に見直すとともに、区の財政負担が大きい認可外保育施設については家庭的保育事業等や認可保育園、認証保育所への移行について検討する等、補助金等のあり方を見直していきます。

### 地域の保育ニーズに応じた施設の配置

区立小学校の通学区域である8区域ごとの児童数に対する定員と空き状況を整理したところ、空き状況は区域によって偏りが見られることが分かりましたが、単純に定員比率（区域内の児童数に対する定員数）が高い区域で空き比率（定員数に対する空き数）が高いわけではなく、空き状況については複数の要因が影響していると考えられます。

今後、保育施設の移転や新規整備の際には、地域の保育ニーズに応じた施設の配置となるよう留意し、可能な限り空き比率と定員比率が低い場所に整備することを検討します。

## 第6章 計画の推進にあたって

本計画に位置付けられた各取組や事業については、国の基本指針に従い、年度ごとにPDCAサイクルを基本とした点検・評価を実施していきます。また、点検・評価の結果が、より実効性の高い施策展開につなげられるよう、実績や効果等について自己評価を行うとともに、この自己評価に対して「千代田区子ども・子育て会議」における学識経験者等の知見を活用し、第三者の視点から評価を行います。点検・評価の結果は、その後の施策展開に反映するとともに、議会への報告並びに広く区民への公表を行い、行政の透明化を図っていきます。

本計画の推進にあたっては、教育委員会だけでなく、庁内関係部署、区民、地域団体等、多様な主体との連携・協力を行い、子どもの育成や子育て世帯を、まち全体で支える仕組みづくりを進めていきます。